

議第39号 呉市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

建築基準法により、建築審査会の委員の任期は2年と定められています。地域の実情に応じて一定程度柔軟な対応をすることを可能にするため、1に記載する建築基準法の一部改正により、委員の任期を国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされましたので、委員の任期の規定を追加します。

【建築審査会について】

- ・ 建築基準法第78条第1項の規定に基づき、建築主事を置く市町村、特別区及び都道府県に設置
- ・ 主な所掌事項
建築物の敷地の接道要件の特例の許可等の同意，違反建築物の除却の命令等特定行政庁（市長）が行った処分等に対する審査請求に対する裁決，市長からの諮問事項の調査審議など
- ・ 現委員の任期
平成27年4月から平成29年3月まで

3 市の考え方

委員の任期については、市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準としています。

【参考】

- ・ 参酌すべき基準
地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 県内の他市の状況

建築主事を置く県内の他市においても国土交通省令で定める基準を参酌し、委員の任期を2年とする見込みです。

5 施行期日

平成28年4月1日

6 新旧対照表

現行	改正案
第2条 (略)	第2条 (略) <u>(委員の任期)</u> 第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員は、任期が満了した場合には、 <u>後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u>